



2026年2月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 東 郷 薫
(コード 4840 東証スタンダード)
問 合 せ 先 管 理 部 長 高 橋 圭 紀
電 話 0 3 (3 2 2 1) 0 2 1 1

**第三者割当により発行される第17回新株予約権（行使価額修正条項付）の募集に関する
お知らせ**

当社は、2026年2月25日開催の取締役会において、チャレンジ2号投資事業組合（以下、「チャレンジ2号」といいます。）を割当予定先とする第三者割当により発行される第17回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026年3月16日
(2) 新株予約権の総数	18,100個
(3) 発行価額	本新株予約権1個につき139円（総額2,515,900円） （本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額：新株予約権の目的である株式1株あたりにつき1.39円）
(4) 当該発行による潜在株式数	1,810,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額：当初239円（発行決議日前営業日の終値の50%に相当する金額）。 下限行使価額においても、潜在株式数は1,810,000株です。
(5) 調達資金の額	865,885,900円 （内訳） 新株予約権発行による調達額：2,515,900円 新株予約権行使による調達額：863,370,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の

	概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
(6) 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額 477 円（発行決議日前営業日の終値） 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の90%に相当する金額（1円未満切り上げ。）に修正されます。但し、算出の結果得られた金額が下限行使価額（本欄（4）に定める。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当方式 チャレンジ2号 18,100個（1,810,000株）
(8) 譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。
(9) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買受契約（以下、「本買受契約」といいます。）を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

(i) 本件資金調達を検討するに至った経緯

当社は、純粋持株会社として、グループ会社を通じて、①不動産投資事業、②ファッションブランド事業、③建設コンサルタント事業の3本の柱を軸に事業運営を行っております。不動産投資事業においては、国内不動産投資の本格展開に向けて2024年6月に宅地建物取引業免許を取得し、国内不動産の買取再販及び収益物件の拡充等を通じた収益性向上並びに資本効率性の追求に取り組んでおります。建設コンサルタント事業は、ダム・河川等の水関連分野を中心に国・地方自治体等の事業執行を支援しており、防災・減災・国土強靱化に係る需要が高まる中、能登半島地震の復興支援にも参画し、水系インフラを中心とした復興事業に携わっております。

ファッションブランド事業は、ライセンスビジネスを行っております。ライセ

ンスビジネスとは知的財産（特許、著作権、商標など）を所有する企業（ライセンサー）が、他の企業（ライセンシー）にその使用を許可し、対価として使用料を得るビジネスモデルであり、当社では「CLATHAS」ブランドを中心にライセンスビジネスを展開しております。

当社は、従前はハワイを中心に不動産投資事業を行っておりましたが、為替動向の大きな変動や、その他海外投資特有のリスクを考慮した結果、2023年度以降、国内不動産投資事業の成長を中核に据えて経営資源を配分する方針を掲げております。あわせて、投資事業における事業領域として「買取再販事業」「賃貸事業」「開発事業」「地方創生事業」の4つに整理しております。不動産投資事業を取り巻く環境については、当社が参照する市場データにおいて、東京23区の中古マンション市場における成約㎡単価の上昇等が示される一方、住宅ローン金利動向等の外部環境については引き続き注視が必要であると認識しております。

このような事業環境認識の下、当社は、不動産投資事業における業績目標として営業利益の増加を重要指標とし、每期営業利益の増加を目指す旨を掲げております。また、グループ全体の中期計画においては、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の計画値を示すとともに、売上高営業利益率及び自己資本利益率（ROE）等の指標についても計画値を示しております。

当社は、宅地建物取引業免許の取得を踏まえ、買取再販事業の拡充を重要施策として位置付け、収益性及び資本効率性の向上を通じた企業価値向上を図る方針です。具体的には、投資対象として、（i）安定的な賃料収入が見込まれる収益物件（主として一棟物件）及び（ii）流動性・需要が相対的に高いと見込まれる築浅の区分所有物件等を想定しております。これらの物件について、取得後、修繕・リノベーション、運営改善、リーシング強化等により付加価値の向上（バリューアップ）を図った上で、概ね1～2年程度を目途に売却し、回収資金を次の投資へ再投下することにより、買取再販を継続的に実施し収益化を図ることを基本戦略としております。もっとも、当該買取再販モデルは、物件取得・改修等に係る資金が先行し、案件の発生・進捗に応じて資金需要が変動し得る特性があるため、投資機会を逸することなく、かつ取得交渉等を機動的に進める観点から、一定の自己資金を確保しておくことが重要であると考えております。

加えて、当社は、2025年7月以降、企業価値及び市場評価の向上を通じた時価総額の向上を図るため、事業ポートフォリオの再構築及び成長戦略の一環として、M&A並びに資本業務提携等の戦略的提携（以下「M&A等」といいます。）を重要施策の一つとして位置付けております。なお、当社は2025年12月29日付で上場市場の変更を行ったものの、従前想定していた成長軌道及びそれに伴う企業価値・時価総額水準の実現を引き続き目標としております。これまでは、当社グループの事業基盤の強化を目的として、主に不動産事業やファッションブランド事業に関連するM&A等（例

えば、濱野皮革工藝に関する取組み)を実施してきた一方で、市場からの評価に十分に結び付いていないとの認識もあったため、今後は「テーマ性のあるM&A」を通じて、成長性と安定性の両立を図りつつ、継続的な企業価値向上に資する事業基盤の構築を目指しております。具体的には、業界を当社の既存事業に関連する事業領域に限定した従来型のロールアップに加え、ブランド力や長年にわたり培われた顧客基盤を有し、安定的な収益基盤を有する老舗・中堅企業等を主な対象として、AI等のテクノロジーを活用したPMI（統合後の経営改善・高度化）により、対象会社の競争力強化及び収益性改善を図り、グループ全体での付加価値創出を実現する方針です。また、M&A等においては、投資機会を逸することなく、かつ相手方との交渉を機動的に進める観点からも、一定の自己資金を確保しておくことが重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、買取再販事業の拡充を含む不動産投資の推進並びにM&A等の実行に必要な投資余力を確保し、当社の成長戦略を加速させるため、本新株予約権の発行により資本市場から機動的な資金調達手段を確保することが必要であると判断いたしました。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、資金調達に際し、下記に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記<当該資金調達の方法のメリット及びデメリット>に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の業績や時価総額、流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上も困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が

困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 第三者割当による新株の発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方で、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

④ 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑤ 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑥ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、当社の現状の業績や時価総額、流動性等に鑑みると、コミット証券会社を探すことは困難であることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調

達手法としては適切でない判断いたしました。

⑦ 金融機関からの借入や社債による調達

間接金融では金利や手数料等の費用負担が発生しますが、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと思料されます。したがって、今回の資金使途について全面的に負債調達によることは資本調達手法として適切でない判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、2026年3月17日以降、本新株予約権者に当社取締役会で定める取得日の2週間前に通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額と同額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、当社が割当予定先に対して希望した本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

<当該資金調達の方法のメリット及びデメリット>

(i) メリット

(ア) 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される1,810,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

(イ) 株価上昇時における行使促進効果

当社株価が各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

(ウ) 取得条項

本新株予約権は、2026年3月17日以降、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に書面により通知することによって、残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得

することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

(エ) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買受契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

(ii) デメリット

(ア) 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される 1,810,000 株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

(イ) 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権は、原則として当社株価が当該行使価額を超えて初めて権利行使が行われます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではありません。したがって、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると、実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

(ウ) 株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を下回る可能性
株価が行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

(エ) 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①調達する資金の総額（円）	865,885,900
内訳	
（本新株予約権の発行による調達額）	2,515,900
（本新株予約権の権利行使による調達額）	863,370,000
②発行諸費用の概算額（円）	23,050,000
③差引手取概算額（円）	842,835,900

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用（1,000 千円）、新株予約権公正価値算定費用（1,500 千円）、フィナンシャルアドバイザーに対するアドバ

イザリー費用（20,000千円）、信用調査費用（250千円）、有価証券届出書作成費用（300千円）の合計額です。

3. 上記調達する資金の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、又は、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記「調達する資金の総額」、「内訳（本新株予約権の権利行使による調達額）」及び「差引手取概算額」は減少いたします。

（2）調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の発行によって調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期については、以下のとおりです。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
①不動産投資資金	500	2026年3月から2027年6月
②M&A等に係る資金	342	2026年3月から2028年3月
合計	842	

- （注） 1. 上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
 3. 上記は、現時点における優先順位の順に記載しており、資金用途別に優先順位を付けざるを得ない場合は、優先順位の高位から順次充当してまいります。また、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。また、見直しを行う場合には、速やかに開示いたします。

① 不動産投資資金

当社は中期経営計画において、国内不動産投資事業を成長の中核と位置づけ、買取再販事業の拡充を重点施策として掲げております。本資金用途は、当

該重点施策の実行（物件取得・改修・運営改善・売却による資金回転の確立）を通じて、営業利益の増加並びに売上高営業利益率及び自己資本利益率（ROE）の向上を図ることを目的とするものです。具体的には、収益物件（主として一棟物件）及び築浅の区分所有物件等、のべ5件から6件（1物件あたり約50～400百万円。手元資金と併せて充当を予定しております。）の取得資金に充当する予定であります。加えて、取得後の修繕・リノベーション、運営改善、リーシング強化等のバリューアップに係る費用、並びにこれらに付随する諸費用（仲介手数料、登記費用、各種税金、保険料、管理・運営関連費用等を含み、当該諸費用の合計は物件価格の3～5%を見込んでおります。）に充当する予定であります。なお、当社は、取得後概ね1～2年程度を目途に付加価値向上を図った上で売却し、回収資金を次の投資へ再投下することにより、買取再販を継続的に実施する方針であることから、案件の発生・進捗に応じて機動的に投資資金を充当できる体制を確保する必要があると考えております。

② M&A等に係る資金

当社は、ブランド力や長年にわたり培われた顧客基盤を有し、安定的な収益基盤を有する老舗・中堅企業等を主な対象として、当社のテクノロジー活用（AI等）を活用したPMI（統合後の経営改善・高度化）を推進することにより、価値創出を図る方針です。具体的には、データ活用・業務自動化・需要予測・在庫／価格最適化等の施策により、収益性の改善及び成長性の向上が見込まれる企業を対象として、M&A等を段階的に検討・実行していく計画です。なお、当社が注力するテーマは、例えばAI、ロボティクス、金融工学、経営工学等であり、これらを組み合わせた取組みにより、対象企業の競争力強化及び経営効率の向上を目指します。

M&A等に係る資金につきましては、当社の成長戦略の一環として検討するM&A又は資本業務提携等に係る株式取得対価に加え、取得関連費用（FA費用、DD費用、法務・会計・税務等の専門家費用を含みます。）、並びにクロージングまでに必要となる一時的な資金（ブリッジ資金を含みます。）に充当する予定であります。なお、現時点において手元資金との組み合わせにより20～40億円程度の案件（特定の対象会社の企業価値（評価額）を示すものではなく、企業価値ベース（株式取得対価＋純有利子負債）を念頭に置いた投資枠であり、取得関連費用（FA費用、DD費用、法務・会計・税務等の専門家費用等）を含めて、当社が手元資金及び借入等との組み合わせにより拠出し得る総投下資金の目安を示したものです。）を1～2件程度検討しておりますが、具体的な案件が確定しているものではなく、案件の検討・交渉の進捗、相手先の意向、外部環境等により、支出の時期及び金額は変動する可能性があります。

当社は、上記資金使途に充当するまでの間は、当該資金を銀行預金等にて管理する予定であり、資金使途の変更が必要となる場合には、適時適切に開示を行う方針です。なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件資金調達により調達する資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、当社の買取再販事業の拡充を含む不動産投資の推進並びにM&A等の実行に必要な投資余力を確保し、当社の成長戦略を加速させるため、本新株予約権の発行により資本市場から機動的な資金調達手段を確保することが必須であること等から、本件資金調達は当社の株主価値向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：山本 顕三）に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ(33.5%)、予定配当率(0円/株)、無リスク利率(1.2%)、市場出来高、市場環境や割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の139円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日である2026年2月24日の当社普通株式の終値と同額である477円としました。本新株予約権の当初行使価額を取締役会決議日の直前取引日の当

社普通株式の終値と同額としたのは、当社の業績・株価動向、資金使途等を総合的に勘案し、割当予定先との協議を経た上で、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に示される考え方も参考に、発行決議時点の市場価格に整合した水準を起点とし、当初からのディスカウント設定と比べて既存株主への希薄化影響に配慮することが妥当と判断したことによるものです。なお、その後の行使価額は本新株予約権の各行使請求の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である239円を下回ることはありません。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間の協議を経て10%としました。なお、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途として充当するための資金を調達することが当社の成長戦略を加速させることにおいて重要であることから、本新株予約権の行使と資金流入を促進する必要があることに鑑み、本新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条件は合理的であると判断いたしました。上記の本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査等委員である取締役3名全員（うち社外取締役3名）から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

- (i) 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計がかかる専門知識及び経験を有すると認められること
- (ii) 当社と株式会社赤坂国際会計との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- (iii) 当社取締役がそのような株式会社赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- (iv) 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社赤坂国際会計が本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること
- (v) 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること

(vi) 本新株予約権の発行要項については当社の法律顧問より法的に問題ない旨の見解を得た上で、当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること

(vii) 本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること

(viii) 上記(vii)より株式会社赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、1,810,000株（議決権数18,100個）であります。2025年6月30日現在の当社発行済普通株式総数8,300,000株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数75,410個）を分母とする希薄化率は21.81%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は24.00%）の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、今回の資金調達における資金使途は不動産投資資金並びにM&A等投資資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、上記資金使途に充当することで、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となります。また、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数1,810,000株に対し、2026年2月24日から起算した当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均売買出来高は21,312株、過去3か月間における1日当たりの平均売買出来高は10,067株、過去1か月間における1日当たりの平均売買出来高は6,635株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日当たりの売却数量は3,694株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の17.33%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

名称	チャレンジ2号投資事業組合	
本店の所在地	東京都港区南麻布1丁目27-22	
出資額	150,200,000円	
組成目的	投資対象銘柄に対する投資を行い、もって、投下資本を増殖回収することを目的とする	
主たる出資者及びその出資比率	事業法人1件及び個人1名で構成されておりますが、具体的な名称及び各人の出資比率については、本ファンドの運営上の守秘方針により控えさせていただきます。	
業務執行組合員の概要	名称	有限会社キャピタル・マネジメント
	本店の所在地	東京都港区南麻布1丁目27-22-201号
	代表者の役職及び氏名	取締役 石井 浩
	資本金	3,000,000円
	事業の内容	有価証券の売買 株式・債券への投資に関する調査企画 ベンチャービジネスへの投資及びその養成 投資事業組合財産の運用及び管理 前各号に付帯する一切の業務
主たる出資者及びその出資比率	石井 浩 100%	

b. 業務執行組合員と割当予定先との間の関係

出資関係	提出者の株式を898,700株所有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び業務執行組合員と割当予定先との間の関係の欄は本日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社としては、資金需要の発生時期及び投資機会の獲得に係る機動性の観点から、早期に資金調達手段を確保する必要があると判断し、検討に要する時間が限られる中で、2025年10月上旬より、当社の事業内容及び資金使途（不動産投資事業及び中期計画の

加速)について一定の理解を有し、かつスキームの実行可能性が高い相手方と速やかに協議を進めることが合理的であると考えました。当社は、資金調達手段の候補として、第三者割当による新株予約権の引受けが可能な複数の候補先(金融商品取引業者を含みます。)を念頭に検討した上で、①検討期間が限られる中での実行確度、②当社事業・資金使途に対する理解の程度、③条件交渉の機動性等の観点から、早期に協議を開始し得る先との交渉を優先することが合理的であると判断いたしました。この点、割当予定先であるチャレンジ2号投資事業組合は当社株式を保有する主要株主であることから、当社の事業及び経営方針に対する一定の理解を有している可能性が高いと考えました。加えて、当社は、割当予定先による当社株式の保有・買増しの状況について、大量保有報告書等の公表情報により確認しており、足元においても当社株式の買い増しを行っている状況にあり、引続き当社株式の取得の意向があるものと認識しておりました。

そこで当社は、2025年12月上旬より、割当予定先に対してコンタクトした上で本資金調達の趣旨及び資金使途等(不動産投資の推進並びにM&A等の検討・実行に係る投資余力の確保)を説明のうえ協議を開始いたしました。当社は、資金調達の必要性及び資金使途の妥当性を踏まえつつ、発行条件の合理性及び本新株予約権の実行可能性(行使の進め方を含みます。)について協議を行いました。

その結果、割当予定先は2026年1月13日、当社が説明した①国内不動産投資(買取再販事業の拡充)による収益機会、②「テーマ性のあるM&A」等の成長戦略、③資金使途の柔軟性及び機動性等について一定の理解を示し、当社が希望する条件(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行)に応じる意向を口頭で示し、本新株予約権の買受けについて合意に至りました。

以上を踏まえ、当社は、資金調達の早期実現及び実行可能性、並びに当社の事業・資金使途に対する理解の観点から、割当予定先を本新株予約権の割当先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、有価証券届出書の効力発生後、本買受契約を締結する予定です。

また、本買受契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項及び第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式

数の10%を超える部分に係る行使（以下、「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です（当社といたしましては、以下①～⑥の内容を割当予定先との間の本買受契約で定めるほか、当社が割当予定先による制限超過行使を行わせない義務を負っていること及び割当予定先による制限超過行使が行われないよう当社が主体的に管理すべき立場にあることを十分に認識・理解した上で、社内での周知徹底を行い、担当者を設定して随時モニタリングを行うなどの方法により、本新株予約権の行使状況を適切に管理いたします）。

具体的には、以下①～⑥の内容を本買受契約で定める予定です。

①割当予定先は、本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の数（以下、「行使数量」といいます。）が、本新株予約権の発行の払込期日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合には、制限超過行使を行うことができないものとし、また、当社は、割当予定先による制限超過行使を行わせないものとします。

なお、行使数量について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより計算します。

(i) 本新株予約権を複数の者が保有している場合は、当該複数の者による本新株予約権の行使数量を合算します。

(ii) 本新株予約権以外に当社が発行する別のMSCB等（日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する規則の定義によるものとし、）で新株予約権等を転換又は行使することができる期間が重複するもの（以下、「別回号MSCB等」といいます。）がある場合は、本新株予約権と当該別回号MSCB等の新株予約権等の行使数量を合算します。

また、上場株式数について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

(i) 本新株予約権の発行の払込期日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合は、当社の発行済普通株式総数に公正かつ合理的な調整を行います。

(ii) 当社が本新株予約権を発行する際に別回号MSCB等がある場合は、当該別回号MSCB等に係る上記に基づく当社の発行済普通株式総数の数とします。

②割当予定先は、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権行使にあたっては、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うものとします。

③割当予定先は、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対して、当社との間で上記①②の内容及び転売先となる者が更に第三者に転売する場合にも上記①②の内容を約させるものとします。

④当社は、上記③の転売先となる者との間で、上記①及び②の内容及び転売先となる者が更に第三者に転売する場合にも上記①及び②の内容を約するものとします。

⑤割当予定先は、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができるものとします。

(i) 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等（以下、本項において「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

(ii) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間

(iii) 取引所金融商品市場において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間

(iv) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

(v) 本新株予約権の行使可能期間の最終2ヶ月間

⑥割当予定先は、制限超過行使に該当することを知りながら、本新株予約権の行使を行ってはならないものとします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先による本新株予約権の引受に係る払込みについて、割当予定先から2026年1月20日に提出を受けた2026年1月20日時点の銀行預金口座の写し及び証券会社の預かり資産残高資料（現金残高証明書）に記載された金額を確認し、本日現在において本新株予約権の発行及び行使に係る払込みのために必要かつ十分な資金が確保されていることを確認しております。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるチャレンジ2号投資事業組合並びに割当予定先の業務執行組合員及びその役員について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（住所：東京都千代田区九段南2丁目3番14号、代表取締役：小板橋 仁）に調査を依頼しました。

当該調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

また、割当予定先は投資事業組合であり、当該組合の運営及び投資判断は、業務執行組合員である有限会社キャピタル・マネジメントが組合契約に基づき行っております。具体的には、本新株予約権の買受け、保有、譲渡、行使及び本新株予約権の行使により取得した当社株式の売却その他の処分、並びに当社株式に係る議決権行使を含む株主と

しての権利行使については、有限会社キャピタル・マネジメントが実質的に投資判断及び指図を行う権限を有しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
池田 有希子	12.00%	チャレンジ2号投資事業組合	22.89% (注) 4
チャレンジ2号投資事業組合	4.38%	池田 有希子	9.68%
サンシャインG号投資事業組合	4.24%	サンシャインG号投資事業組合	3.42%
DBS BANK LTD 700170 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	4.20%	DBS BANK LTD 700170 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	3.39%
竹林 義則	3.32%	竹林 義則	2.67%
株式会社エピック・グループ	3.16%	株式会社エピック・グループ	2.55%
サンシャインH号投資事業組合	3.14%	サンシャインH号投資事業組合	2.53%
サンシャインF号投資事業組合	3.09%	サンシャインF号投資事業組合	2.49%
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	2.84%	BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	2.29%
株式会社レッドマジック	2.56%	株式会社レッドマジック	2.06%

- (注) 1. 割当前の持ち株比率は、2025年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 募集後の持株比率は、本新株予約権を全て行使した場合の数です。
3. 上記の割合は、小数第3位を四捨五入しております。
4. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。
5. 割当予定先の割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、(注)1のとおり、2025年6月30日現在の株主名簿に基づくものでありますが、割当予定先の業務執行組合員である有限会社キャピタル・マネジメントが2025年11月27日に提出した変更報告書によれば、2025年11月19日時点では、898,700株(総議決権数に対する所有議決権数の割合: 11.92%)を所有していることが確認できております。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」記載の用途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

(単位:千円)

決算期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	636,103	961,299	1,424,424
営業利益	△8,360	2,212	△204,944
経常利益	227,188	250,973	231,771
親会社株主に帰属する当期純利益	102,221	194,782	△423,105
1株当たり当期純利益(円)	13.10	24.95	△54.20
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	651.12	660.94	550.54

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,300,000株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

(単位:円)

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
始 値	424	339	286
高 値	484	396	559
安 値	287	246	260
終 値	343	286	489

②最近6ヶ月間の状況

(単位 円)

	2025年 9月	10月	11月	12月	2026年 1月	2月
始 値	432	474	493	475	489	487
高 値	485	520	505	559	512	495
安 値	380	465	465	469	479	429
終 値	471	485	483	489	487	477

(注) 2026年2月の株価については、2026年2月24日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日株価

	2026年2月24日現在
始値	475円
高値	477円
安値	469円
終値	477円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

新株予約権の発行要項につきましては、末尾に添付される別紙1「第17回新株予約権発行要項」をご参照下さい。

株式会社トライアイズ第17回新株予約権（行使価額修正条項付）

発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社トライアイズ第17回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額
金 2,515,900 円（本新株予約権 1 個当たり金 139 円）
3. 申込期日
2026 年 3 月 16 日
4. 割当日及び払込期日
2026 年 3 月 16 日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により、本新株予約権をチャレンジ 2 号投資事業組合に 18,100 個割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - （1）本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式とする。
1,810,000 株（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は 100 株）とする。但し、本項（2）乃至（4）により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - （2）当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率
 - （3）当社が第 10 項及び第 11 項に従って行使価額（第 9 項第 2 号に定義する。）の調整を行う場合（但し、当社普通株式の分割又は無償割当てを原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項及び第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号乃至第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (6) 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100 株である。

7. 本新株予約権の総数
18,100 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額
金 139 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初 477 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項の定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額(1 円未満切り上げ)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が 239 円

(以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。) を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は本項(4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)
調整後行使価額は、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の全部に係

る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条請求権付株式若しくは取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 本項(2)①から④までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年3月17日から2028年3月16日までの期間とする（但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする）。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2026年3月17日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払

込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 本新株予約権の譲渡制限

- (1) 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (2) 割当予定先は、当社の取締役会の承認決議を経て本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者は、かかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本買受契約中の「割当予定先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本項に基づく割当予定先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後の全ての譲受人に承継されるものとする。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記 12「本新株予約権の行使期間」に記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、下記 19「行使請求受付場所」に記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を、下記 20「払込取扱場所」に記載の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が下記 19「行使請求受付場所」に記載の行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社トライアイズ (東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号)

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 王子支店 (東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号)

21. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率及び当社株式の流動性等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。

以上